

本稿は『地域保健』（東京法規出版）2015年9月号21-25頁に掲載されたものです。正式に掲載されたものと少し違う可能性があるため、引用等の際にはご注意ください。

「若くして産むって悪いこと？ 倫理学の立場から、若年妊娠について考える」

児玉聡（京都大学）

若年妊娠・出産という、「子どもが子どもを産んで…」と白い目で見られることもあり、何となく悪いものであるように思われるかもしれない。しかし、具体的にはどのような点が悪いのだろうか。あるいは、こうした白い目は単なる偏見に過ぎないのだろうか。

倫理学の役割は、「何となく悪いと感じられるもの」の、どこが悪いかを明らかにすることである。若年妊娠・出産は、他人に何らかの形で不利益を与えているから悪いのか、あるいは当人に不利益をもたらしているから悪いのか。以下ではこうした観点から若年妊娠について考える。

・10代の性交渉は悪いことか

10代の妊娠の前提として性交渉がある。10代の性交渉は悪いことだろうか。いくつかの論点を検討してみよう。まず、次の事例1～5について、悪いことかどうか考えてみてほしい。

事例1：12歳の女子が15歳の男子と同意のうえ性行為をした。  
事例2：15歳の女子が同じ年齢の男子と同意のうえ性行為をした。  
事例3：15歳の女子が成人と援助交際という形で性行為をした。  
事例4：15歳の女子が成人と恋愛関係において同意のうえ性行為をした。  
事例5：19歳の女子が同じ年齢の男子と同意のうえ性行為をした(ただし二人は結婚していない)。

10代の性交渉が悪いのは、同意能力がないからだろうか。もちろん10代といっても10歳と19歳とではずいぶん異なる。13歳未満の男女については同意能力がないと見なされるため、事例1のような性交渉は同意の有無に関わりなく強姦となる。しかし、事例2から事例5のように、13歳以上であれば刑法上は性行為に関する同意能力があるとみなされる。

10代の性交渉が悪いのは、事例3のように援助交際などの売買春を含むことがあるからだろうか。たしかに18歳未満の児童との性交渉のみが目的の場合、いわゆる淫行条例によってほとんどの都道府県で規制されている。

しかし、仮に売買春が悪いとしても、それは10代に限ったことではないだろう。言いかえると、「10代の売買春行為」の悪さは「売買春行為」の部分にあるのであり、10代の性交渉そのものが悪いわけではない。実際、事例4のように、

本稿は『地域保健』（東京法規出版）2015年9月号21-25頁に掲載されたものです。正式に掲載されたものと少し違う可能性があるため、引用等の際にはご注意ください。

13歳以上の男女が真摯な交際を前提として性交渉を行うことは、少なくとも法や条例によっては規制されていない。

では、10代の性交渉が悪いのは、その多くが婚前交渉だからだろうか。しかし、多くの方は婚前交渉そのものは悪いとは考えていない。2013年の調査では、婚前交渉を認める人は男性で半数以上、女性でも5割弱であり、「婚約していれば可」を含めると男女ともに3人に2人を超えている<sup>1</sup>。私個人も、事例5の19歳のケースについてはほとんど問題を感じない。すると、事例2の15歳のケースについても、同程度に問題がないと言うべきだろうか。

私の考えでは、事例5に比べて事例2が悪いとしたら、それは性に関する知識が乏しい可能性が高いためである。とくに低年齢においてこの問題が顕著である。たとえば性交渉に伴う妊娠の可能性や性感染症のリスクを十分に理解していない。医療におけるインフォームド・コンセントの考え方と同様に、性交渉においても、事前に適切な知識を当事者が持っていなければ、本当の意味での性の自己決定が成り立っているとは言えない。

性に関する知識の不足という問題は必ずしも10代に限ったことではないとはいえ、十分な知識がなく性交渉をする者は知らないうちに自分の利益を損なっていることになる。

ただし、性交渉に伴うリスクを十分に理解せずに性交渉に及ぶことは、不道徳というよりは、自分のためにならない、つまり愚かだという方が適切であろう。しかも、この愚かさは必ずしも本人だけの責任ではなく、十分な教育を施していない社会の問題でもある。リプロダクティブヘルス・ライツの保障のためには、生殖可能年齢の男女に避妊や妊娠、性感染症などに関する知識を十分に教える必要がある。また、それだけでなく、子育てを含めた男女関係のあり方の問題、高齢出産の問題、性犯罪に巻き込まれないための知識、関連する行政機関の役割や連絡手段などもきちんと教えるべきであろう。

生殖可能年齢にある男女はみな、これらの知識を学ぶ必要がある。しかし、生殖可能年齢に達していても精神的に未熟な年齢の者には、性交渉に関する同意能力を認めないで、社会が彼らを守る必要がある。この年齢をどこで区切るかは国によって異なり、現行の13歳がよいかどうかは議論のあるところであろう<sup>2</sup>。ただ、仮にこれらの知識を身に付け、その気になれば妊娠や性感染症の対

<sup>1</sup> NHK 放送文化研究所. 2015. 現代日本人の意識構造[第八版]. NHK 出版.

<sup>2</sup> 性交渉に関する同意能力の有無は、性と生殖の自己決定権（リプロダクティブライツ）を何歳から認めるべきかという重要な問題とつながっている。英国では「16歳未満の少女に対して医師が親の承諾なしにピルの処方をしてよい」とする政府の立場の正当性が争われたことがある（ギリック裁判）。日本の最高裁に当たる貴族院まで争われたすえ、最終的に政府の立場が認められた。そして、子どもの同意能力の有無については医師がケース・バイ・ケースで判断するという結論が示された。これは、成長過程にあり個人差も大きい青少年

本稿は『地域保健』（東京法規出版）2015年9月号21-25頁に掲載されたものです。正式に掲載されたものと少し違う可能性があるため、引用等の際にはご注意ください。

策も取れるのであれば、事例2や事例5のような場合にも性の自己決定を認めてもよいと思うが、読者はどのように考えるだろうか。

・若年妊娠・出産は悪いことだろうか

次に若年妊娠・出産について、いくつか考えられる論点を検討する。

まず女性が身体的に未発達な段階で子どもを生むことに関する医学的な問題があるだろう。しかし、近年においては、15歳以上であれば、周産期死亡率も児の平均出生体重も全年齢とそこまで変わらなくなっている<sup>3</sup>。また個人差も大きいと考えられるため、身体的に未発達というこの問題を10代全体について指摘することはできないだろう。

また母親となる女性にとっては高等教育などへの進学の手機やキャリア形成の妨げになる、という問題も考えられる。これは重要な問題だが、一般に出産が女性のキャリア形成の妨げになるというのは女性当人の責任というよりも社会の問題である。仮に妊娠したとしても中学校、高校を卒業でき、望めば大学にもいけるような制度を作るのは社会の責任といえる。また、この点に関しては父親になる男性の意識改革も重要である。

実際のところ若年妊娠の多くは望まない妊娠である、という問題もある。とくに避妊や妊娠に関する知識がない場合は、自分だけは妊娠しないと考えていたり、妊娠してもしばらく気づかず、気づいたときには合法的に中絶できる週数を過ぎていたりといった例もありうる。望まない妊娠は中絶や児童虐待などの問題につながりかねない。

ただ、10代に限らず、必ずしもすべての妊娠・出産が計画的なわけではない。いわゆる「できちゃった結婚」もまれではなくなっている<sup>4</sup>。また、とくに出生直後の実母による児童虐待やネグレクトは、10代女性だけでなく、30代後半の女性においても多い<sup>5</sup>。さらに、望まない妊娠をする女性自身が家庭環境に問題を抱えている場合もあり、そのような女性を非難することは被害者を責めるということにもなりかねない。10代の妊娠だけをとりわけ非難すべき理由は

---

に関して一律に年齢で区切ることの難しさを示している。（参照：加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997年、第11章）

<sup>3</sup> 定月みゆき. 2009. 若年妊娠・出産・育児への対応. 母子保健情報 60: 53-58.

<sup>4</sup> 厚生労働省が人口動態統計を分析した結果によると、2009年中に最初の子どもを産んだ女性のうち、4人に1人が結婚前に妊娠した「できちゃった結婚」であり、10代で8割、20代前半でも6割を超えた。参照：朝日新聞「第1子、25%が「でき婚」で誕生」2010年12月10日37面。

<sup>5</sup> 「事例の実母の年齢は、日齢0日児事例では、「19歳以下」が25人(有効割合27.2%)で最も多く、月齢0か月児事例では、「35~39歳」が8人(47.1%)と最も多かった。」社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第10次報告」2014年。

本稿は『地域保健』（東京法規出版）2015年9月号21-25頁に掲載されたものです。正式に掲載されたものと少し違う可能性があるため、引用等の際にはご注意ください。

あまりないように思われる。

どのような状況で妊娠したにせよ、子どもは授かりものとして、社会全体で支えることを考えるべきである。産む場合は保健所や保健センターの支援を含め多様な保健福祉サービスが受けられるようにすべきだし、当人で育てられない場合のために、乳児院を通じた特別養子縁組などの制度を充実させるべきだろう。また、やむなき事情から中絶を選ぶ場合も、当人の性の自己決定を尊重すべきだろう。

もちろん、早い出産にはメリットもある。たとえば母親が若ければ体力があるため子育てがしやすい。また子育てから早く解放されれば、その分第二の人生を早く享受することができる可能性がある。祖父母も若ければ協力を得やすいかもしれないし、なにより孫の顔が早く見られる。教育の機会やキャリア形成が出産によって妨げられないような制度があれば、むしろ10代のうちに子どもを産んでおく方が望ましいとさえ言えるかもしれない。

以上、若年妊娠について思うところを述べてきた。若年妊娠を白い目で見ることの多くは偏見に基づくものではないかと思われる。むしろ社会としては、性教育の重点化や子育てを支援する仕組みを強化することにより、性と生殖の自己決定を支援する体制を目指すべきだろう。